



賃貸テナント入居者さま（事務所、小売店、飲食店、その他サービス業者）専用保険

テナント保険

ビジネスパートナー

財物損害（営業用の什器備品）・賠償責任リスクに安心の「テナント保険」

 アクア少額短期保険株式会社

<http://www.aqua-ins.com>

本 社

〒533-0031 大阪市東淀川区西淡路1-1-32 新大阪アースビル10F
TEL：06-6325-3330 FAX：06-6325-3332
E-mail：info@aqua-ins.com

東京支社

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館2F
TEL：03-5212-3303 FAX：03-5212-3304
E-mail：info-tokyo@aqua-ins.com

什器備品補償

修理費用補償

賠償責任補償

の3つをセット!!

ビジネスパートナー（テナント保険）は、(1)事業者様の『什器備品の補償』、(2)入居物件に生じた損害の『修理費用補償』、(3)貸主さまに対する法律上の【借家人賠償責任】や、業務中の事故で第三者への【施設賠償（他人の身体の障害、財物の損壊）】の『賠償責任補償』の3つの補償をセットにした安心のための火災保険です。

(1) 什器備品補償

対象となる事故	損害保険金の支払額
火災、落雷、破裂・爆発、水濡れ、建物外部からの物体の衝突等	
風災、ひょう災、雪災	保険の対象の損害の額（再調達価額を基準とします。） 1回の事故につき什器備品保険金額限度 ただし、保険の対象のうち、借用施設に固定された看板類に生じた損害に対しては、1回の事故につき10万円限度
盗難保険金	1回の事故につき50万円を限度とし、再調達価額によって定めた損害の額
通貨盗難保険金	・通貨の盗難の場合には、1回の事故につき20万円を限度 ・預貯金証書の盗難の場合には、1回の事故につき50万円を限度
水災	什器備品保険金額の5%に相当する額
残存物片付け費用保険金	什器備品保険金の10%に相当する額を限度として被保険者が実際に負担した額
仮テナント費用保険金	30万円または損害が発生した借戸室の月額家賃の3カ月分に相当する額のいずれか低い額を限度として、被保険者が実際に負担した額
商品等被害時見舞金	1回の事故につき10万円

補償対象

保険の対象は、被保険者が所有する什器備品で、借用施設に収容される物です。

✕ 保険の対象には含まれないもの

- ◆生活用の動産
- ◆商品、レンタル用商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材その他これらに類する物
- ◆リースしている事業用動産
- ◆船舶、航空機、自動車（50cc以下の原動機付自転車を除きます）ならびにこれらの付属品および積載物
- ◆通貨、有価証券、預貯金証書、電子マネー、印紙、切手その他これらに類する物。 通貨、預貯金証書は盗難のみ対象
- ◆カメラ、時計、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物等の美術品で1個・1組の再調達価額が30万円を超える物
- ◆高額什器備品（1個・1組の再調達価額が100万円を超える物）
- ◆義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物
- ◆動物、植物等の生物
- ◆稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- ◆テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム・データ等
- ◆屋外に設置された移動式看板、スタンド看板、テント看板、タペストリー、アドバルーン、のぼり、旗、のれんその他これらに類する物。ただし、被保険者が設置した外壁固定型看板類は保険の対象に含みます。
- ◆建物の一部と見なされる造作設備（天井、壁、壁紙、床、床板、戸、固定式間仕切り壁）。ただし、被保険者が借用施設の室内に設置した造作設備のうち、その所有権が被保険者に属する物は保険の対象に含みます。

✕ お支払できない主な場合

- ◆保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ◆保険の対象の紛失または置き忘れ
- ◆保険の対象が屋外にある間に生じた損害。ただし、保険の対象である自転車または原動機付自転車が借用施設の軒下または借用施設の自転車置き場で屋根付のものに収容されている間に生じた損害および外壁固定型看板類に生じた損害を除きます。
- ◆保険の対象の虫食い、ねずみ食い、結露、消耗、摩耗、さび、かび、変質、変色、経年劣化に起因する損害
- ◆雨、雪、ひょうもしくは砂じんの吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入。

(2) 修理費用補償

借用施設に次のいずれかに該当する損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したときは、借用施設を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用として修理費用保険金をお支払いします。

対象となる事故	損害保険金の支払額
(a)火災、(b)落雷、(c)破裂または爆発、(d)風災、ひょう災、雪災、(e)建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊、(f)盗難	修理費用保険金額（100万円）限度
凍結により生じた借用施設の専用水道管の損害	10万円限度
借用施設の窓ガラス（外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限るものとし、借用施設内の間仕切りドア等のガラスは含まない。）の熱割れによる損害	30万円限度

✕ お支払できない主な場合

- ◆保険契約者、被保険者、借用施設の貸主の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ◆借用施設の使用もしくは管理を委託された者、被保険者の使用人の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ◆保険契約者、被保険者または借用施設の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害
- ◆自然の消耗または性質によるさび、かびまたは変質、瑕疵
- ◆雨、雪、ひょうもしくは砂じんの吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入
- ◆被保険者が借用施設を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用
- ◆被保険者が借用施設を貸主に明け渡した後に発見された借用施設の損壊に対する修理費用

(3) 賠償責任補償

借家人賠償、施設賠償ともに保険金額1,000万円

ただし、1事故について什器備品、修理費用、賠償責任を合せて1,000万円が限度

(1) 借家人賠償責任 保険金	被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により借用施設が損壊した場合において、被保険者が借用施設の使用または管理につき、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、借家人賠償責任保険金を支払う。 ① 火災、破裂または爆発 ② 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ ③ ②以外の事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ《借用施設に対する水濡れ》	1,000万円 が限度
(2) 施設賠償責任 保険金	日本国内において保険期間内に生じた次の事故によって、他人の身体の障害または他人の財物の滅失、き損もしくは汚損（以下「財物の損壊」という。）に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき、施設賠償責任保険金を支払う。 ① 借用施設の使用または管理に起因する偶然な事故 ② 借用施設において行う被保険者の仕事の遂行に起因する偶然な事故	1,000万円 が限度

✕ お支払できない主な場合

① 借家人賠償責任保険金

- ◆被保険者が借用施設を貸主に引き渡した後に発見された借用施設の損壊に起因する損害賠償責任
- ◆被保険者と借用施設の貸主との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された損害賠償責任
- ◆借用施設の改築、増築、取り壊し等の工事に対する損害賠償責任

② 施設賠償責任保険金

- ◆借用施設以外の不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ◆被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
- ◆被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対する損害賠償責任
- ◆被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ◆被保険者の使用人が、業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ◆洪水またはこれらに類似の自然変象に起因する損害賠償責任
- ◆廃棄した物、排水または排気に起因する損害賠償責任
- ◆医師、獣医師、弁護士、会計士、美容師、理容師、柔道整復師その他これらに類似の専門的職業行為に起因する損害賠償責任
- ◆被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ借用施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ◆仕事の完成または放棄の後に生じた仕事の結果に起因する損害賠償責任

③ ①借家人・②施設賠償責任共通

- ◆保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ◆保険金を受け取る者の故意
- ◆被保険者および被保険者の使用人の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任
- ◆被保険者および被保険者の使用人の職務外の日常生活に起因する損害賠償責任
- ◆航空機、船舶、車両（原動力が専ら人力であるものを除く）または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

この保険の特徴

〔保険料〕

業種区分〔飲食店または事務所等〕、保険期間〔1年または2年〕、什器備品保険金額に応じて、契約プランを定めています。建物の構造、所在地（日本国内に限ります）は問いません。

〔被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の支払限度額に関する特約〕

同一の事業者さま（法人および個人）の店舗や事務所を什器備品保険金額の合計で3,000万円以内かつ5契約以内までお引き受けすることができます。
この場合、一事故でお支払できる保険金は1,000万円が限度となります。

※詳細については、代理店又は弊社までお問い合わせください。

この保険でお引き受けできる業種、できない業種等

	飲食店	事務所・物販店・その他サービス事業者
○ 引 受 可	食堂、レストラン、居酒屋、割烹、料亭、喫茶店、菓子・パン製造販売、仕出し・持ち帰り弁当製造販売、カラオケボックス、インターネットカフェ、料理教室など	〔事務所に含む〕 理容業、美容業、土木建築業、各種学校、物品賃貸業、写真業、寄宿舎・寮、倉庫、薬局、医療機器販売業、クリーニング店（取次のみ）、新聞販売店、ペットショップ、リサイクルショップ、病院、診療所、歯科医院、接骨院、整骨院、指圧、マッサージ、鍼灸院、動物病院、エステティックサロン、ネイルサロン、学習塾、ダンス・ヨガ教室、各種教室（音楽・美術等）、休息所、集会所、ランナーサポートボックス
✕ 引受不可	スナック、ガールズバー、キャバレー、ナイトクラブ、風俗営業店、旅館、ホテル、ペンション、クリーニング店、自動車・二輪・自転車販売店、保育所、託児所、火薬類専門販売業、LPガス販売店、ガソリンスタンド、スーパーマーケット、作業所、製造業（食料品の製造販売を除く）、看板作製（塗料使用）、金融機関店舗、ATM、金券ショップ、消費者金融、スポーツ施設（固定器具使用）、道場・格闘技教室、介護施設、グループホーム、ディサービス、幼稚園、保育所託児所、ゲームセンター、興行場、マージャン店、パチンコ店、サウナ、銭湯、コインランドリー、貸しスタジオ ・その他占有面積が330㎡を超えるすべての業種	

詳しくは、重要事項説明書および約款をご覧ください！

これまで弊社の事業者向け保険は、複数の契約のお引き受けをしておりませんでした。以下の特約を自動付帯することで複数の契約のお引き受けが可能となりました。

★「被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の支払いの限度額に関する特約」

ご注意して頂きたいお引受制限ルール

- ①同一建物内の借用施設および隣接する建物内の借用施設については、複数契約として、この特約による引受は行いません。
- ※同一建物の2階・3階部分を被保険者が借用しているようなケースは、1契約としてお引き受けをし、保険料も1契約分となります。
- ②この特約で引き受ける同一被保険者の複数契約の数は5件以内、かつ、当該複数契約の什器備品保険金額の合計額は3,000万円以内とし、これを超える件数または保険金額となる場合はお引受けいたしません。
- ③一つの事故でお支払できる保険金の限度額は1,000万円です。P.4の〔例2〕「2つの店舗をそれぞれ契約しており、同時に事故が発生した場合」の事例ををあわせてご覧ください。

お支払いする保険金について

1回の事故では、各補償条項の保険金額を限度に保険金をお支払いいたします。
しかしながら、1回の事故でお支払いをする保険金が複数の補償条項にわたる場合等には、次のようにお支払いする保険金の合計額が上限の1,000万円となる場合があります。

〔例1〕 1回の事故で、〔什器備品の損害〕と〔大家さんへの借家人賠償事故〕が発生した。



店舗より失火して【什器が罹災】



【大家さんへの賠償】

〔飲食2年〔E〕〕プラン加入

損害500万円

+

1,000万円

≥

1,000万円

〔注〕お支払保険金は、1,000万円が限度となります。

〔例2〕 複数の契約があり、一つの事故で複数の物件に損害が発生した。
「被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の支払いの限度額に関する特約」により、
複数の物件のお引き受けが可能となりますが、1回の事故でお支払いする保険金は1,000万円となります。

契約1



ショップA



同じ火災事故

契約2



ショップB

〔飲食2年〔E〕〕プラン加入

ショップAで什器500万円の損害

+

〔飲食2年〔F〕〕プラン加入

ショップBで什器700万円の損害

≥

1,000万円

〔注〕お支払保険金は、1,000万円が限度となります。

保険料表

	保険期間	プラン	一括払保険料	各補償条項ごとの保険金額		
				什器備品	修理費用	賠償責任
飲食店	2年	飲食2年〔A〕	42,000円	105万円	100万	1,000万円
		飲食2年〔B〕	45,000円	156万円		
		飲食2年〔C〕	50,000円	240万円		
		飲食2年〔D〕	60,000円	410万円		
		飲食2年〔E〕	70,000円	579万円		
		飲食2年〔F〕	80,000円	748万円		
	1年	飲食1年〔A〕	23,000円	116万円		
		飲食1年〔B〕	25,000円	184万円		
		飲食1年〔C〕	30,000円	353万円		
		飲食1年〔D〕	35,000円	522万円		
		飲食1年〔E〕	40,000円	691万円		
		飲食1年〔F〕	45,000円	861万円		
事務所・物販店	2年	事2年〔A〕	12,000円	101万円	100万	1,000万円
		事2年〔B〕	15,000円	229万円		
		事2年〔C〕	17,000円	314万円		
		事2年〔D〕	20,000円	442万円		
		事2年〔E〕	25,000円	655万円		
		事2年〔F〕	30,000円	868万円		
	1年	事1年〔A〕	8,000円	130万円		
		事1年〔B〕	10,000円	300万円		
		事1年〔C〕	12,000円	470万円		
		事1年〔D〕	14,000円	641万円		
		事1年〔E〕	16,000円	811万円		
		事1年〔F〕	18,000円	982万円		

この表以外のプランのお引き受けはしていません。

『テナント保険（ビジネスパートナー）』
をご契約いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では、『テナント保険（ビジネスパートナー）』に関する重要事項（[契約概要](#) [注意喚起情報](#) 等）についてご説明しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

[契約概要](#) ～ 保険商品の内容をご理解いただくための事項

[注意喚起情報](#) ～ ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意くださいたい事項

ご契約の内容は、テナント保険普通保険約款・特約に定められています。
この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については約款に記載しています。
保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

1. 契約締結前におけるご確認事項

- 〔1〕商品の名称、仕組み
- （1）商品の名称：[契約概要](#)『テナント保険（ビジネスパートナー）』（テナント保険普通保険約款・特約）
- （2）仕組み：[契約概要](#) 賃貸オフィスや店舗に入居される事業者様のための、借用施設を取り巻く危険に備える保険です。什器備品等を補償する「什器備品補償条項」、修理費用を補償する「修理費用補償条項」、賠償を補償する「賠償責任補償条項」の3つの補償がセットになった保険です。保険期間は1年間または2年間です。それ以外の保険期間のお引き受けはしておりません。
- 〔2〕基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等
- （1）基本となる補償 [契約概要](#) [注意喚起情報](#)
補償を構成する事故の概要および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。
※（保険金の削減）保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。

〔什器備品補償〕
保険の対象の範囲は、借用施設に収容され、かつ、被保険者の所有する什器備品とします。
什器備品とは、業務用の設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいい、商品、レンタル用商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材その他これらに類する物は含みません。

保険金をお支払いする主な場合 契約概要		保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報
火災・落雷、破裂・爆発	火災（消防活動による水濡れを含みます。）、落雷または破裂・爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象）をいいます。	・保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・保険の対象の紛失または置き忘れ ・保険の対象が屋外にある間に生じた損害。ただし、保険の対象である自転車または原動機付自転車が借用施設の軒下または借用施設の自転車置き場で屋根付のものに収容されている間に生じた損害および外
水 濡 れ	給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故に伴う水濡れをいいます。	
風災・ひょう災・雪災	台風、旋風、暴風、暴風雨等による風災（洪水、高潮	

	等を除きます。）、ひょう災または豪雪、雪崩等の雪災（融雪洪水を除きます。）をいいます。（吹込みまたは雨漏りなどによる損害を除きます。）。	壁固定型看板類に生じた損害を除く。 ・保険の対象の虫食い、ねずみ食い、結露、消耗、摩耗、さび、かび、変質、変色、経年劣化に起因する損害 ・雨、雪、ひょうもしくは砂じんの吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入。
盗 難、通 貨 等 盗 難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。※所轄警察署に届出のない盗難事故は除きます。	
水 災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・ 高潮・土砂崩れ等による、借用戸室の床上浸水または地盤面から45cm以上の浸水をいいます。	

保険の対象の範囲に含まれない主なもの

- ①生活用の動産
②商品、レンタル用商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材その他これらに類する物
③リースしている事業用動産
④船舶、航空機、自動車（50cc以下の原動機付自転車を除く）ならびにこれらの付属品および積載物
⑤通貨、有価証券、預貯金証書、電子マネー、印紙、切手その他これらに類する物。 通貨、預貯金証書は盗難のみ対象
⑥カメラ、時計、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物等の美術品で1個・1組の再調達価額が30万円を超える物
⑦高額什器備品（1個・1組の再調達価額が100万円を超える物）
⑧義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物
⑨動物、植物等の生物
⑩稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
⑪テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム・データ等
⑫屋外に設置された移動式看板、スタンド看板、テント看板、タペストリー、アドバルーン、のぼり、旗、のれんその他これらに類する物。ただし、被保険者が設置した外壁固定型看板類は保険の対象に含む。
⑬屋外に設置された自動販売機、コインゲーム、両替機その他これらに類する物
⑭楽器、食品、薬品類その他これらに類する物
⑮建物の一部と見なされる造作設備（天井、壁、壁紙、床、床板、戸、固定式間仕切壁）。ただし、被保険者が借用施設の室内に設置した造作設備のうち、その所有権が被保険者に属する物は保険の対象に含む。

〔修理費用補償条項〕

保険金をお支払いする主な場合 契約概要	保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報
借用施設に次のいずれかに該当する損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したときは、その修理費用（注1）に対して修理費用保険金をお支払いします。ただし、借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。 （ア）次の事故による借用施設の損害 （a）火災、（b）落雷、（c）破裂または爆発、（d）風災、ひょう災、雪災、（e）建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊、（f）盗難 （イ）凍結により生じた借用施設の専用水道管の損害 （ウ）借用施設の窓ガラス（外部と接している窓にはめ込まれてい	・保険契約者、被保険者、借用施設の貸主の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・借用施設の使用もしくは管理を委託された者、被保険者の使用人の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除く。 ・保険契約者、被保険者または借用施設の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害 ・自然の消耗または性質によるさび、かびまたは変質、瑕疵 ・雨、雪、ひょうもしくは砂じんの吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入 ・被保険者が借用施設を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用

るガラスに限るものとし、借用施設内の間仕切りドア等のガラスは含まない。）の熱割れ（注2）による損害 （注1）借用施設を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に限る。 （注2）日射により生じた温度差による窓ガラスの破損をいう。	・被保険者が借用施設を貸主に明け渡した後に発見された借用施設の損壊に対する修理費用
---	---

〔賠償責任補償条項〕

保険金をお支払いする主な場合 契約概要	保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報
借家人賠償責任保険金	被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により借用施設が損壊した場合において、被保険者が借用施設の使用または管理につき、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、借家人賠償責任保険金をお支払いします。 ・火災、・破裂または爆発、・給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ、・前記以外の事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ
施設賠償責任保険金	日本国内において保険期間内に生じた次の事故によって、他人の身体の障害（注）または他人の財物の滅失、き損もしくは汚損（以下「財物の損壊」という。）に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき、施設賠償責任保険金をお支払いします。 ①借用施設の使用または管理に起因する偶然な事故 ②借用施設において行う被保険者の仕事の遂行に起因する偶然な事故 （注）傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいう。 ・借用施設以外の不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対しての損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が、業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・洪水またはこれらに類似の自然変象に起因する損害賠償責任 ・廃棄した物、排水または排気に起因する損害賠償責任 ・医師、獣医師、弁護士、会計士、美容師、理容師、柔道整復師その他これらに類似の専門的職業行為に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ借用施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 ・仕事の完成または放棄の後に生じた仕事の結果に起因する損害賠償責任
共通（借家人賠償責任・施設賠償責任）	
保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報	
・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ・保険金を受け取る者の故意 ・被保険者および被保険者の使用人の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任 ・被保険者および被保険者の使用人の職務外の日常生活に起因する損害賠償責任 ・航空機、船舶、車両（原動力が専ら人力であるものを除く）または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任	

共通（什器備品補償、修理費用補償、賠償責任補償）	
保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報	
・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故	

- （2）お支払いする損害保険金の額 [契約概要](#) [注意喚起情報](#)
事故の種類に応じて次表の額を保険金としてお支払いします。
①什器備品補償条項

事故の種類	損害保険金の支払額
火災、落雷、破裂・爆発、水濡れ、建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊	保険の対象の損害の額（再調達価額を基準とします。） 1回の事故につき什器備品保険金額限度 ただし、保険の対象のうち、借用施設に固定された看板類に生じた損害に対しては、1回の事故につき10万円限度
風災、ひょう災、雪災	
盗 難 保 険 金	1回の事故につき50万円を限度とし、再調達価額によって定めた損害の額
通貨盗難保険金	・通貨の盗難の場合には、1回の事故につき20万円を限度 ・預貯金証書の盗難の場合には、1回の事故につき50万円を限度
水 災	什器備品保険金額の5％に相当する額
残 存 物 片 付 け 費 用 保 険 金	什器備品保険金の10％に相当する額を限度として被保険者が実際に負担した額
仮 テ ナ ン ト 費 用 保 険 金	30万円または損害が発生した借用戸室の月額家賃の3カ月分に相当する額のいずれか低い額を限度として、被保険者が実際に負担した額
商 品 等 被 害 時 見 舞 金	1回の事故につき10万円

②修理費用補償条項

損害の種類	1回の事故あたりの支払限度額
火災、落雷、破裂または爆発、風災、ひょう災、雪災、建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊、盗難による損害	100万円
凍結により生じた借用戸室の専用水道管の損害	10万円
借用施設の窓ガラス（外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限るものとし、借用施設内の間仕切りドア等のガラスは含みません。）の熱割れによる損害	30万円

③賠償責任補償条項

損害の種類	1回の事故あたりの支払限度額
借家人賠償責任保険金	1,000万円が限度額となります。
施設賠償責任保険金	1,000万円が限度額となります。

①什器備品補償条項、②修理費用補償条項、③賠償責任補償条項 共通

保険金の合計支払限度額	①什器備品補償条項、②修理費用補償条項、③賠償責任補償条項の支払額の合計額が、1回の事故につき1,000万円を超える場合には、当社がお支払いする保険金は1,000万円を限度とします。
-------------	---

（３）付加できる主な特約およびその概要 **契約概要**

①被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の支払限度額に関する特約	この保険において被保険者を同一とする保険契約を複数引き受ける場合に適用します。この特約により、普通保険約款の規定にかかわらず、1回の事故に対する保険金の支払いは、被保険者を同一とするすべての保険契約を合計して1,000万円が限度となります。
②保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約	保険契約者が保険料の払込方法（経路）としてコンビニエンスストア払いを選択し、弊社がこれを承認した場合に適用します。
③保険料のクレジットカード払いに関する特約	保険契約者が保険料の払込方法（経路）としてクレジットカード払いを選択し、弊社がこれを承認した場合に適用します。ただし、会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者と保険契約者が同一である場合に限りです。
④保険料の口座振替払いに関する特約	保険契約者が保険料の払込方法（経路）として口座振替払いを選択し、弊社がこれを承認した場合に適用します。

（４）保険期間 **契約概要** **注意喚起情報**

- ①保険期間は1年または2年です。
- ②責任開始期は、保険証券等に記載された保険期間の初日の午前0時から始まります。なお、満期日は保険期間に応じ、1年後または2年後の責任開始期と同じ月日の前日の24時までとなります。

（５）引受条件 **契約概要**

ご契約にあたっては、什器備品の保険金額に応じたプランをご選択ください。什器備品補償条項では、什器備品の保険金額が補償の上限となり、実際に存在する什器備品等の価額に不足する場合（保険金額が過少の場合）には万が一の事故の際に十分な補償を受けられない場合があります。

また、損害の額を超えてお支払いすることはできませんので、保険金額が過大である場合は保険料の無駄になります。

（注）（保険金の削減）保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。

〔３〕保険料に関する事項

- （１）保険料はお選びいただいた契約プランによって決まります。**契約概要**
- 契約プランごとに定められた保険料を契約締結時に選択された払込方法でお支払ください。
- （注）（保険料の増額） 保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険期間の満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額を行うことがあります。
- （２）保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**
- ご契約の保険料は1年一括払または2年一括払となります。現金払い、コンビニエンスストア払い、クレジットカード払い、口座振替払いで払い込むことができます。ただし、ご契約方法によりご選択いただけない場合があります。
- （３）保険料の払込猶予期間等の取扱い **契約概要** **注意喚起情報**
- 保険料払込方法がコンビニエンスストア払い、口座振替払いの場合は保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがない場合、この保険契約は成立しなかったものとし、弊社は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

- また、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を弊社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。
- （４）満期返れい金・契約者配当金に関する事項 **契約概要**
- この契約には満期返れい金・契約者配当金はありません。
- （５）解約返れい金の有無およびそれらに関する事項 **契約概要** **注意喚起情報**
- ご契約を解約される場合は、弊社までご連絡ください。次の算式により算出した額を返還します。

返還保険料＝{保険料×(1-0.25)}÷保険期間月数×未経過月数

未経過月数は、事由が生じた日から満了日までの月数をいい、1ヵ月に満たない日数は切り捨てます。

2．契約締結前におけるご注意事項

- 〔１〕告知義務 **注意喚起情報**（保険申込書の記載上の注意事項）
- 保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、★印がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

- 〔告知事項〕
- ①借用施設の所在地
 - ②借用施設の用途および借用施設で行う事業の種類
 - ③借用施設の専有面積
 - ④保険契約者の氏名または名称
 - ⑤被保険者の氏名または名称
 - ⑥この保険と支払事由を同じくする他の保険契約等の有無

〔２〕補償の重複に関する注意 **注意喚起情報**

この保険の補償内容および被保険者を同じくする他の契約がある場合には、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合や減額される場合があります。弊社の契約は、補償内容の一部を補償範囲から外することはできません。

【補償の重複が生じる事例】

この保険の〔賠償責任補償条項の施設賠償責任保険〕と損害保険会社等の〔施設賠償責任保険〕

〔３〕クーリングオフ **注意喚起情報**

- ご契約の申し込み後であっても、次のとおりご契約の申込の撤回またはご契約の解除（以下「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。
- （１）クーリングオフできる期間
- ご契約を申し込まれた日、またはこの書面を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内です。
- （２）お申し出の方法
- 上記期間内（8日以内の消印有効）に弊社あてに必ず郵便にてご通知ください。
- （３）クーリングオフの場合の保険料
- クーリングオフの場合には、すでにお支払いの保険料は返還します。
- 〒533-0031

大阪市東淀川区西淡路1-1-32
新大阪アースビル10F

アクア少額短期保険（株）
クーリングオフ係

▲はがき表面

①保険契約を
クーリングオフします

②ご契約者名
住所
氏名・捺印
電話番号

③ご契約年月日

④証券番号または
領収証番号

▲はがき裏面

3．契約締結後におけるご注意事項

- 〔１〕通知義務 **注意喚起情報**
- ご契約後、次に掲げる事項が発生した場合には遅滞なく弊社にご通知ください。
- ご通知がない場合には弊社が保険契約を解除したり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 〔通知事項〕
- ①借用施設の用途または業種を変更した場合
 - ②被保険者が借用施設を使用しなくなった場合
 - ③保険契約者が保険契約申込書記載の住所または通知先を変更した場合
 - ④①から③のほか、告知事項の内容に変更が生じた場合

- 〔２〕保険契約の無効 **注意喚起情報**
- 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

〔３〕保険契約の失効 **注意喚起情報**

保険の対象の全部が滅失した場合（第34条（保険金お支払い後の保険契約）第1項の規定により、保険契約が終了したときを除きます。）には、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

〔４〕保険契約者保護制度について **注意喚起情報**

弊社が破たんした場合「保険契約者保護機構」の行う資金援助の措置はありません。また当保険契約は同機構の補償対象契約には該当しません。

〔５〕契約の更新について **注意喚起情報**

保険期間の満了日の30日前までに、更新後の保険契約の内容を記載した書面（以下、「更新案内」といいます。）をご契約者に送付します。保険期間の満了日までに、保険契約を更新しない旨の申し出がない場合には、前項の更新案内に記載の内容により保険契約は更新されるものとします（以下、「更新契約」といいます。）

保険契約者は、更新契約の保険料払込期日（更新前契約の保険期間満了日とします。）までに更新契約の保険料を払い込むものとします。前項の保険料払込期日までに更新契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに弊社に更新契約の保険料を払い込まなければなりません。前記期間内に、更新契約の保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約は更新されなかったものとします。更新日から更新契約の保険料が払い込まれるまでの期間に保険事故が発生した場合には、弊社は、未払込の保険料が払い込まれたことを条件に保険金のお支払いをします。

保険契約を更新するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。また、この商品が不採算となり、更新契約の引受けが困難となった場合は、その契約の更新を引き受けないことがあります。

〔６〕弊社がお引き受けできる契約・特に法令等で注意喚起することとされている事項 **注意喚起情報**

- （１）保険期間は2年以内
- （２）1被保険者にかかる保険金額の合計額が法令に定める金額以下（2,000万円、低発生率保険以外は1,000万円）
- （３）1保険契約者にかかる被保険者の総数が法令に定める数以下（100名もしくはは上限総保険金額から算出した被保険者数）

〔７〕支払時情報交換制度 **注意喚起情報**

弊社は一般社団法人日本少額短期保険協会および少額短期保険業者各社、特定の損害保険会社（以下「少額短期保険業者等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。（http://www.shougakutanki.jp/）

〔８〕お客様の個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

- 弊社は、お客様の信頼をもととする保険業務を遂行するにあたり、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）およびその関連法令を遵守し、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等にも配慮しつつ、個人情報の適正な取り扱いを実践いたします。
- （１）個人情報の利用目的
- 弊社は、すべての個人情報について利用目的を以下のように特定し、利用目的の範囲内かつ業務に必要な範囲内で利用いたします。
- ①保険契約の引受・維持・管理 ②保険金等の支払 ③弊社業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実 ④再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求 ⑤与信の判断・与信後の管理 ⑥その他保険事業に関連・付随する業務
- （２）個人データの第三者への提供
- 弊社は、個人データを第三者に提供する場合には、原則として、ご本人の同意を取得いたします。ただし、次の場合には、ご本人の同意を得ないで、第三者に個人データを提供する場合があります。
- ①法令に基づく場合 ②業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に取り扱いを委託する場合 ③再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- 弊社の個人情報の取扱いについては弊社ホームページ（http://www.aqua-ins.com/privacy.html）をご参照ください。

〔９〕お問い合わせ先 **注意喚起情報**

ご連絡	連絡先	受付時間
(1) 弊社へのお問い合わせ	0120-282-595 info@aqua-ins.com ホームページでも受付しています。 http://www.aqua-ins.com/contact.html	月～金 9:00～17:00 祝日ならびに年末年始、 夏季休業を除く
(2) 事故が発生した場合	0120-267-868	24時間・365日 平日9:00～17:00以外 は受け付けのみとなります。
・この保険では、弊社が被保険者に代わって被害者と示談交渉を行うことはできません。 ・賠償事故の場合、弊社の了解なしに示談等を行わないようにしてください。		
(3) 一般社団法人 日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室 (指定紛争解決機関)	0120-821-144 (フリーダイヤル)	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 祝日ならびに年末年始 を除く
・弊社との間で問題を解決できない場合には、「少額短期ほけん相談室」にご相談いただくことができます。		

事故が発生した場合のご注意

1．事故が発生した場合

- 事故が起こった場合は、「あわてず、落ち着いて」、次の措置を行ってください。
- （１）損害の発生および拡大の防止
- （２）相手のご確認（賠償事故など）
- （３）弊社へご連絡
- ご連絡は、事故専用フリーダイヤル 0120-267-868
平日 9:00～17:00以外は受け付けのみとなります。

2．保険金の支払請求時に必要となる書類等

- （１）弊社所定の保険金請求書
- （２）弊社所定の損害（事故）状況報告書
- （３）保険金請求権をもつことの確認資料
- （例）委任状、印鑑証明書、資格証明書、未成年者用念書、戸籍謄本・家族関係の証明書類（住民票、健康保険証）など
- （４）保険の対象に発生した損害や費用等に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類
- ①損害の発生を示す書類
- （例）公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類）、預貯金証書の盗難の場合は金融機関が発行する証明書、事故原因、発生場所、損害状況の見解書、写真など
- ②損害の額等を示す書類
- （例）修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書、損害内容申告書、購入時の領収書、保証書、仕様書・図面（配置図、建物図面）、費用の支出を示す書類、賃貸契約書、家賃収入台帳、復旧工程表、事故直近の売上額が確認できる書類など
- ③その他の書類
- （例）権利移転書、調査同意書（弊社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書）、造作所有権確認書（被害を受けた物件の所有者を確認するために必要な書類）など
- （５）損害賠償責任に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類
- 保険金をご請求いただく場合に必要となる書類
- ①損害の発生を示す書類
- （例）上記（４）①に同じ
- ②損害の額等を示す書類
- （例）上記（４）②の書類の他、診断書、診療明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術明細書、レントゲンなどの検査資料、葬儀費明細書、領収書、交通費・諸費用の明細書、その他費用の支出を示す書類、休業損害確認資料（休業損害証明書・源泉徴収票・所得証明書・確定申告書）、受領している年金額の確認資料、労災からの支給額の確認資料など
- ③その他の書類
- （例）上記（４）③の書類の他、損害賠償が確定したことの判る資料（示談書、または被害者への賠償金のお支払いを証明する領収書等）、お客様が保険金をお受け取りされる場合は、被害者がお客様に保険金を受領することを承諾されたことを証明する書類、先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類）